

福井市地域交流プラザ 予約の取消しと変更について

地域交流プラザ利用者の方へ

- ◎ 予約の取消し及び変更をする場合は、取消申請書又は変更申請書の提出が必要です。

【取消時の注意事項】

- ・ 使用者の都合により予約を取り消す場合には、所定のキャンセル料を申し受けます。
- ・ 施設側の理由で施設が使用できない場合以外は、原則、所定のキャンセル料を申し受けます。
- ・ キャンセル料は、施設使用料、附属設備使用料、各種加算料金を対象とし、取消しの連絡があった日（取消日）により、以下の規定に基づき算出します。

◎キャンセル料◎

使用する日の60日前までに取消し・・・・・・・・・・キャンセル料不要
使用する日の59日前から5日前までに取消し・・・・・・・・・・使用料の半額
使用する日の4日前から当日までに取消し又は無連絡・・・・・・・・・・使用料の全額

- ・ 使用する日の前日を1日前として、さかのぼって計算します。
- ・ 取消時に使用料が既納の場合、既納の使用料からキャンセル料を差し引いた額を返還します。
- ・ 取消時に使用料が未納の場合、キャンセル料をお支払いください。

【変更時の注意事項】

- ・ 使用者の都合により予約を変更する場合には、所定のキャンセル料を申し受けます。
- ・ 使用者の都合により予約を変更する場合でも、以下の①～④の条件をすべて満たすときは1回に限り、キャンセル料不要で変更することができます。なお、2回目以降の変更は、取消しのうえ新規予約の扱いとなり、キャンセル料が必要です。

◎キャンセル料不要で変更ができる条件◎

- ① 当初の使用予定日の59日前から5日前までに予約を変更すること。
- ② 予約受付期間内（概ね6か月先まで）で変更後の予約が取れること。
- ③ 時間区分が同数であること。

※ 複数施設を同時に使用する予約、および同一施設を複数の時間区分で使用する予約で、時間区分数が減少した場合、同じ時間区分のみが変更となり、減少した時間区分については取消しとなるため、キャンセル料が必要です。

- ④ 分割で利用できない施設であること。

※ 研修室601ABC、レクリエーションルームAB、和室ABのいずれかを同時使用する場合、および同一施設を2日以上連続利用する場合は、対象外となります。

- ・ 変更時に使用料が既納の場合で、変更後に使用料が減額となる場合は、既納の使用料から変更後の使用料を差し引いた額を返還します。